

# 八千代市営霊園（芝生墓地）利用許可後の手続きについて

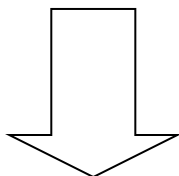
## 1. 墓碑等の設置の手続き

墓碑等の設置の手続きは、あらかじめ市営霊園管理事務所へ電話連絡して日程の調整をして、次の書類を市営霊園管理事務所へ提出してください。許可日の翌日から 2年以内に墓碑の設置をお願いします。2年以内に墓碑を設置されない場合は利用許可が取消しになることがあります。

(手続きの流れ)

墓碑等を設置する工事日の 7日前までに次の①～④の書類を提出してください。

- ①八千代市営霊園芝生墓地設備設置等工事着手届  
(市営霊園管理事務所の受付窓口にあります)
- ②墓碑等の平面図及び立面を明示した図面(尺度 1/10)
- ③八千代市営霊園芝生墓地利用許可証(確認後お返しいたします)  
※①及び②は正副 2部提出願います。墓碑等の規格を審査し、後日副本をお返しします。
- ④使用料納入の領収書(確認後お返しいたします)



墓碑等の設置工事完了後 5日以内に次の⑤の書類を提出して検査を受けてください。

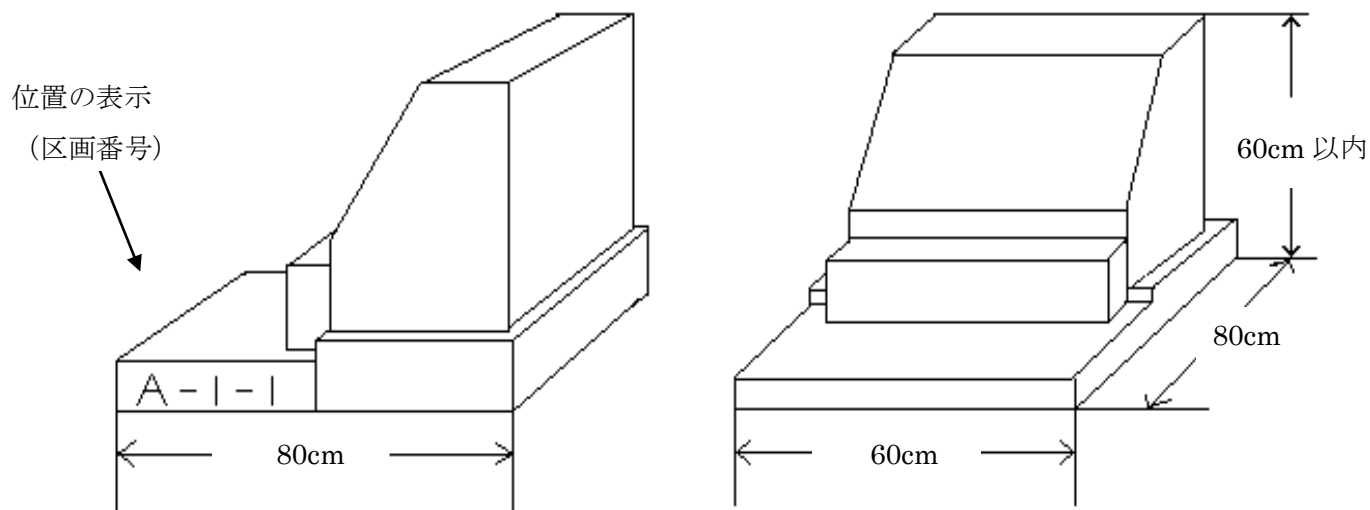
- ⑤八千代市営霊園芝生墓地設備設置等工事完了届  
(市営霊園管理事務所の受付窓口にあります)  
※職員が完了検査を行います。

## 2. 墓碑等の規格について

下記の設置基準以外の墓碑等を設置することはできません。なお、カロート（コンクリート製の納骨室、焼骨は目安として8体収容可能）は設置してあります。カロート内に雨水等が溜まらないよう排水設備も設けております。

区 分	基 準	
墓 碑	1基以内	設置場所はカロートの上部とし、高さ <u>60cm 以内</u> 、 幅 <u>60cm</u> 、奥行き <u>80cm</u> とします。
香 炉	1基以内	
花立て	1対まで	
墓碑の表示	姓の表示	墓碑に家名を表示する場合は、原則として墓地の利用許可を受けた者の姓とします。
	位置の表示	墓碑側面に列番を彫刻してください。 (例) Aブロック1列1番を A-1-1
設置できないもの	墓誌・塔婆・地藏尊・外柵・盛土・植栽等	

(例)



※墓碑の形態が、設置基準に違反している場合は、直ちに改修工事をしていただきます。  
また、墓碑の表示は「心、やすらぎ等」でもかまいません。

### 3. 納骨について

芝生墓地に納骨すべき焼骨を所持している方は、納骨の日時が決まりましたら市営霊園管理事務所へあらかじめ電話連絡して予約をした後、納骨予定日の7日前までに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。書類の提出がない場合は納骨できません。

〔提出書類〕

- ①八千代市営霊園芝生墓地焼骨埋蔵・改葬届（市営霊園管理事務所，市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園芝生墓地利用許可証（納骨後にお返しいたします。）
- ③火葬許可証または改葬許可証

※焼骨の納骨に適した容器に納めてください。

※墓地には、焼骨以外のものは納骨できません。

※火葬許可証または改葬許可証の無い焼骨の納骨は法律で禁止されていますので、納骨手続きまで紛失されないようご注意ください。

### 4. 納骨できる焼骨の範囲

納骨できる焼骨の範囲については定めはありません。

### 5. 利用権の承継

墓地利用者が死亡等の際は、祭祀を主宰する者（墓地を承継しようとする者）は利用権を承継することとなります。速やかに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。

〔提出書類〕

- ①八千代市営霊園芝生墓地承継届（市営霊園管理事務所，市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園芝生墓地利用許可証
- ③従前の利用者が死亡した場合の承継については、従前の利用者が亡くなったことがわかる戸籍の謄本若しくは全部事項証明書
- ④従前の利用者と地位を承継した者との関係を明らかにする書類
- ⑤地位を承継した者の住民票の写し及び戸籍の謄本若しくは全部事項証明書
- ⑥その他市長が必要と認めるもの（理由書等）

## 6. 記載事項の変更

利用者は、墓地利用許可証の記載事項（住所・本籍・氏名）に変更が生じたときは、速やかに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。

〔提出書類〕

- ①八千代市営霊園利用許可証記載事項変更届（市営霊園管理事務所，市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園芝生墓地利用許可証
- ③変更内容を証明する書類  
住民票の写し（本籍・続柄の記載のあるもの），戸籍謄本等

## 7. 墓地利用許可証の再交付

利用者は、利用許可証を紛失または棄損したときは、速やかに次の書類を市役所健康福祉課へ提出して再交付を受けなければいけません。再交付手数料として 300 円の納付が必要です。

〔提出書類〕

- ①八千代市営霊園利用許可証再交付申請書（市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②利用者の身分証明書（確認後お返しいたします）

## 8. 墓地の返還

利用者は墓地を利用しなくなったときは、その墓地を原状に復旧した後、速やかに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。

〔提出書類〕

- ①八千代市営霊園芝生墓地利用終了届（市営霊園管理事務所，市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園芝生墓地利用許可証

※焼骨を納骨しているときは改葬の手続きを行い、焼骨を引き取った後に返還の手続きをしてください。詳しくは「12. 他の墓地への改葬及び分骨について」をご覧ください。

## 9. 使用料の還付

芝生墓地については「8. 墓地の返還」をした場合は使用料を返還することがありますので市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へお問い合わせください。

## 10. 利用権の消滅

利用者が死亡した日から3年を経過しても承継する者がいないときは墓地の利用権は消滅します。芝生墓地に焼骨を納骨している場合であって焼骨を引き取る者がいない場合は、市長が別に定める場所に改葬します。市営霊園内の合葬式墓地に改葬した場合、地下に合祀した焼骨はお返しできません。

## 11. 利用許可の取消し

次の事項に該当する場合は、墓地の利用許可を取り消す場合があります。

- ①条例または条例に基づく規則に違反したとき。
- ②虚偽の申請その他不正の手段により利用許可を受けたとき。
- ③管理料を3年以上納付しないとき。
- ④2年以内に墓碑を設置しないとき。

利用許可を取り消された方で芝生墓地に焼骨を納骨している方は、市長の指定する日までに芝生墓地を原状に復旧し焼骨を引き取っていただきます。引取りが無い場合は市長が別に定める場所に改葬します。市営霊園内の合葬式墓地に改葬した場合、地下に合祀した焼骨はお返しできません。

## 12. 他の墓地への改葬及び分骨について

### 【他の墓地へ改葬する場合】

市営霊園にすでに納骨されている焼骨を他の墓地等へ移す場合は改葬許可証が必要です。次の(1)から(3)の手続きが必要となります。

#### (1) 埋蔵証明書発行の手続き

市役所健康福祉課にて埋蔵証明書を発行しますので、次の書類を提出してください。

[提出書類]

- ①八千代市営霊園埋蔵証明書発行申請書（市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園芝生墓地利用許可証（確認後お返しいたします）

## （２）改葬許可書発行の手続き

八千代市役所戸籍住民課へ埋蔵証明書を添えて改葬許可証の交付を受けてください。  
※改葬許可証の申請の際の必要書類等については詳しくは市役所戸籍住民課へお問い合わせください。

## （３）焼骨の返還

改葬許可証をもって市営霊園管理事務所で焼骨の返還を受けてください。焼骨の返還の日時が決まりましたら市営霊園管理事務所へあらかじめ電話連絡して予約をした後、返還予定日の 7 日前までに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出してください。

[提出書類]

- ①八千代市営霊園芝生墓地焼骨埋蔵・改葬届（市営霊園管理事務所、市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園芝生墓地利用許可証
- ③改葬許可証（八千代市役所戸籍住民課で交付を受けてください）

## 【他の墓地へ分骨する場合】

市営霊園にすでに納骨されている焼骨の一部を他の墓地等へ移す場合は分骨証明書が必要です。次の（１）から（２）の手続きが必要となります。

### （１）分骨証明書の発行の手続き

市役所健康福祉課にて分骨証明書を発行しますので、次の書類を提出してください。

[提出書類]

- ①八千代市営霊園分骨証明書発行申請書（市役所健康福祉課の受付窓口にあります）
- ②八千代市営霊園芝生墓地利用許可証（確認後お返しいたします）
- ③分骨先の受入れ証明書（分骨先の寺院、霊園から受領してください）

### （２）焼骨の返還

分骨証明書を添えて市営霊園管理事務所で焼骨の分骨をしてください。分骨の日時が決まりましたら市営霊園管理事務所へあらかじめ電話連絡して予約をした後、分骨予定日の 7 日前までに次の書類を市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へ提出して

ください。

〔提出書類〕

①八千代市営霊園芝生墓地利用許可証

②八千代市営霊園分骨証明書

※分骨用の骨壺をご用意ください。

### 1 3. 芝生墓地の利用者が合葬式墓地を利用したい場合

芝生墓地の利用者で承継人がいない等、今後、墓地を管理していくことが困難なため、合葬式墓地に変更したい方は、芝生墓地を原状に復旧して返還することを条件に合葬式墓地の利用が可能です。市営霊園管理事務所または市役所健康福祉課へお問い合わせください。

### 1 4. 利用上の注意事項

- (1) お供え物（供花は除く）はご遠慮ください。塔婆につきましては所定の塔婆立てに立て、墓碑の周囲には設置しないでください。
- (2) 霊園施設及び設備の利用に際しては、損傷したり汚損することのないように、ご注意ください。
- (3) 霊園内における営利行為は、一切禁止しております。
- (4) その他霊園内において、管理上支障のある行為及び他人に迷惑をかける行為をした場合は、ただちに退去していただきます。
- (5) 霊園内における盗難、事故等におきましては一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。

# 八千代市営霊園 案内図



## お問い合わせ先

〒276-0001

八千代市小池 1521-1

八千代市営霊園管理事務所

TEL 047-489-7466

FAX 047-489-7488

〒276-8501

八千代市大和田新田 312-5

八千代市役所健康福祉課

TEL 047-421-6731(直通)